

施策評価管理シート

施策体系	政 策	2	美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち	2019(令和元)年6月作成	
	基本施策	5	快適な生活環境づくり	担当部局(室)名	部局長名
	施 策	5	下水道等	上下水道部	山森 幹

1. 計画策定当初(H28)の状況と課題

Plan

○ 公共下水道については、これまで市の中央部の整備を進めており、今後、市北部地域の整備等に向け、全体計画の策定を行い、計画的に事業の推進を図る必要があります。
○ 公共下水道事業による名張地区既成市街地の面整備や住宅地汚水処理施設の公共移管、また、農業集落排水事業等による村落部における汚水処理施設の整備に伴い、維持管理にかかる費用負担が今後増大することから、適正な受益者負担についての検討が求められます。

2. 施策の基本方針

Plan

○ 健全で快適な生活環境の形成と河川の水質保全のため、名張市下水道整備マスタープランに基づき、公共下水道の新規の面整備や、住宅地汚水処理施設の移管接続をはじめ、農業集落排水処理施設、市設置型戸別浄化槽を地域ごとに計画的に整備するとともに、各施設の適正な維持管理に取り組むほか、その他地域の個人設置型合併浄化槽の普及促進に努めます。

○ 施策指標(目標)及び達成状況

Plan Do

施策指標(目標)の内容(単位)		現状値(H26)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	達成率
生活排水を適切に処理する環境が整備されているという市民の割合(%)	目標	-	-	-	80.0	
	成果	71.9	80.7	77.9	81.1	100.0%
公共下水道を利用できる市民の割合(人口普及率)(%)	目標	-	-	-	33.1	
	成果	26.5	29.2	31.6	33.2	100.0%
農業集落排水施設を利用できる市民の割合(人口普及率)(%)	目標	-	-	-	11.0	
	成果	9.2	9.0	9.0	9.7	27.8%

3. 課題解決への取組内容及び成果(平成28年度～30年度)

Plan Do

・公共下水道事業では、中央処理区第2期事業の整備促進と共に、第3期事業認可の取得に向けた準備を進め、将来の都市・地域特性を考慮した整備手法や区域設定などの検討をはじめ、人口減少を見据えた下水道計画の見直しに取り組みました。その結果、第2期事業の整備については、名張地区の既成市街地において、全域が概成し、残る地域は夏見及び蔵持町原出の一部となりました。また、第3期事業取得に向けた準備及び下水道計画の見直しについては、庁内外・関係機関との協議をはじめ、関係地域との調整を図りながら、法手続きに向けた準備作業に取り組みました。
・公共下水道における長寿命化の推進については計画に基づき、桔梗が丘第一処理区分内の管渠の更生・更新工事を実施しました。また、持続可能な施設管理を進めるため、下水道ストックマネジメント計画による長期改築事業計画の策定に取り組みました。
・農業集落排水事業では、機能強化対策事業で修繕・改築工事を計画している名張市第1期地区(黒田、田原、美旗東部)において、交付金事業による詳細設計を進めると共に、維持管理業務委託により発見された小規模な機器の故障や修繕について、その都度、更新や修繕を行い適正な維持管理に取り組みました。
・下水道事業の公営企業会計導入に向け、基本計画に基づき、平成29年度から固定資産整理及び企業会計システムの構築等移行業務に取り組みました。

4. 成果を踏まえた課題や現状

Check

・公共下水道未普及地域の早期解消と共に、既存汚水処理場による団地では施設の老朽化の進行から公共下水道への早期接続整備が望まれています。
・下水道ストックマネジメント計画による長期改築事業計画に基づき、点検・調査計画を策定し令和元年度に点検・調査を実施する必要があります。
・名張市第1期地区(黒田、田原、美旗東部)の機能強化対策事業に係る詳細設計に基づき、令和元年度から修繕・改築工事を実施する必要があります。
・令和元年度は、下水道事業の地方公営企業法適用に向けた移行業務の最終年度であり、引続き課題等を整理しながら、円滑な移行業務を進めていく必要があります。

5. 課題解決への取組内容(令和元年度)

Action

・中央処理区第2期事業の整備促進と共に、未普及解消のため第3期事業の認可取得に向けた手続きを遅延なく進めることとし、施設の老朽化が進行する住宅団地においては、地域特性を踏まえた整備手法や区域設定を検討し、公共下水道への早期整備に取り組みます。
・下水道ストックマネジメント計画に基づき、令和元年度に実施する点検・調査結果(情報)から修繕・改築計画(5カ年計画)を策定し、令和2年度以降、修繕・改築工事を遂行します。
・名張市第1期地区(黒田、田原、美旗東部)の機能強化対策事業に係る詳細設計に基づき、令和元年度に引き続き令和2年度以降も、修繕・改築工事を遂行します。
・令和2年度の下水道事業の地方公営企業法適用に向け、企業会計システムの構築、条例・規則の改廃のほか、関係部局・機関との協議調整など移行業務を進めていきます。

6. 行政評価委員会による総合評価

Check

引き続き、第2次基本計画に掲げる目標達成に向け、取組を進めること。